

## ② 健康管理体制の整備・健康診断の実施を図りましょう

### 産業医及び衛生管理者等を選任していますか？

- 労働者の健康管理のため、事業場において選任した産業医及び衛生管理者等に健康管理に関する職務を適切に行わせましょう。
- 産業医を選任する義務のない事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）では、**地域産業保健センター**の産業保健サービスを活用しましょう。

### 衛生委員会等を設置していますか？

- 衛生委員会等において「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」をはじめ健康管理について適切に調査審議を行いましょう。

面接指導等を適切に実施するため（面接指導等については右ページ  を参照してください。）、以下の事項について調査審議を行い、この結果に基づく必要な措置を講じましょう。

- ① 面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること。
- ② 面接指導等の申出が適切に行われるための環境整備に関すること。
- ③ 面接指導等の申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関すること。
- ④ 面接指導等を実施する場合における事業場で定める必要な措置の実施に関する基準の策定に関すること。
- ⑤ 事業場における長時間労働による健康障害防止対策の労働者への周知に関すること。

### 健康診断を確実に実施していますか？

- 労働者に対し、1年以内に1回の定期健康診断を実施しなければなりません。
- 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内に1回の特定業務従事者健康診断を実施しなければなりません。
- 血圧等一定の健康診断項目に異常の所見がある労働者には、労災保険制度による二次健康診断等特定保健指導に関する給付（二次健康診断等給付）制度を活用しましょう。
- 深夜業に従事する労働者は、自発的健康診断受診支援事業助成金制度を利用できます。

### 健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？

- 有所見者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。
- 健康診断は、健康管理のための基礎となるものであり、過重労働による健康障害を防止するための就業上の措置を考える良い機会です。わからないことは、気軽に産業医、地域産業保健センター、健康診断を実施した機関などに相談しましょう。
- 労働者の健康保持増進（THP：トータルヘルス・プロモーション・プラン）の実施にも努めましょう。  
※「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）
- 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の活用を図りましょう。